

有害物質を含有する家庭用品の規制基準（案）概要

有害物質	対象家庭用品	基準	基準設定の考え方	毒性	備考
ジベنز [a,h] アントラセン	クレオソート 油を含有する 家庭用の木材 防腐剤及び木 材防虫剤	10 ppm 以下 (試料 1 g あたり 10 µg 以下) (ガスクロ マトグラ フ・質量 分析計)	本品へ継続的に 経皮暴露された場 合には発癌のおそ れがあるので、家 庭用品への使用を 規制するものであ る。	発癌性	
	クレオソート 油及びその混 合物で処理さ れた家庭用の 防腐木材及び 防虫木材	3 ppm 以下 (試料 1 g あたり 3 µg 以下) (ガスクロ マトグラ フ・質量 分析計)	同上	同上	

有害物質を含有する家庭用品の規制基準（案）概要（続）

有害物質	対象家庭用品	基準	基準設定の考え方	毒性	備考
ベンズ[a]アントラセン	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	10 ppm 以下 (試料 1 g あたり 10 μg 以下) (ガスクロマトグラフ・質量分析計)	本品へ継続的に経皮暴露された場合には発癌のおそれがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	
	クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	3 ppm 以下 (試料 1 g あたり 3 μg 以下) (ガスクロマトグラフ・質量分析計)	同上	同上	

有害物質を含有する家庭用品の規制基準（案）概要（続）

有害物質	対象家庭用品	基準	基準設定の考え方	毒性	備考
ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	10 ppm 以下 (試料 1 g あたり 10 μg 以下) (ガスクロマトグラフ・質量分析計)	本品へ継続的に経皮暴露された場合には発癌のおそれがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	
	クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	3 ppm 以下 (試料 1 g あたり 3 μg 以下) (ガスクロマトグラフ・質量分析計)	同上	同上	